

証券コード7678  
2026年4月7日

株 主 各 位

愛知県日進市赤池町西組32番地

**株式会社 あさくま**

代表取締役社長 廣 田 陽 一

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.asakuma.co.jp/irinfo/library/meeting.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）



### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「あさくま」又は「コード」に当社証券コード「7678」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

後記「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照のうえ、2026年4月21日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご登録下さい。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2026年4月21日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年4月22日(水曜日)午前10時(午前9時30分開場)
2. 場 所 愛知県名古屋市中区金山一丁目5番1号  
Niterra日本特殊陶業市民会館  
3階 第1会議室  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第53期(自2025年2月1日至2026年1月31日)事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

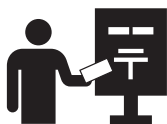
- (1) 書面(郵送)による議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ・株主様から郵便局を通じ議決権行使書が届く過程で株主様の個人情報漏えいの危険は議決権行使書面保護シールの有無によって決まるものではないと考えており、他社に先んじて議決権行使書面保護シールを廃止させて頂いております。

# 議決権行使方法のご案内

## 書面またはインターネットにより議決権を行使される場合



### 書面（郵送）にて行使される場合

行使期限	2026年4月21日(火曜日)午後6時到着分まで有効
------	----------------------------

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネットで議決権を行使される場合

行使期限	2026年4月21日(火曜日)午後6時まで
------	-----------------------

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主様  
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

## 株主総会にご出席の場合



株主総会日時	2026年4月22日(水曜日)午前10時開催
--------	------------------------

受付開始は午前9時30分を予定しております。  
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
株主総会当日は、第53期定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

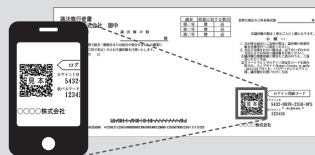
なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

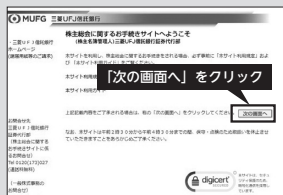
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

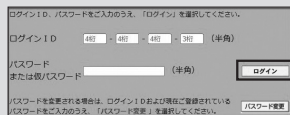


### ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

**ご注意事項** (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

(2) 議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ  
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部



0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：

午前9時から午後9時まで

# 第53期 事業報告

(自 2025年 2月 1日)  
(至 2026年 1月 31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における当社の取り組みといたしましては、経営理念である「“食”を通じて、社会に貢献していく」に基づき、「お客様にびっくりしてもらおう」ことをゴールに事業を推進してまいりました。

2026年1月期第4四半期におきましては、既存店売上高前年比が3カ月連続で120%を超え、これまで積み重ねてきた取り組みの成果が確かな数字となって表れてきております。また、「ステーキのあさくま」業態の既存店売上高は38カ月連続で前年超えを達成しております。

既存店の強化として取り組んできたサラダバーの充実、ホットバーの導入、体験型デザート展開の展開は、来店動機の強化につながり、お客様の「また来たい理由」づくりにつながっていると感じております。

サラダバーにつきましては、「お料理プランナー」制度を通じてお客様と一緒にメニューづくりを行っております。私たちだけで作るのではなく、お客様と一体となった店づくり、いわば“カンタレス経営”の実践として取り組むことで、ともに価値を創り上げる関係性を築いてまいりました。さらに、「メロディアン」による店内演奏や、「ガーデニングキーパー」による植栽の手入れなど、商品・体験・空間のさまざまな側面においてお客様参加型の取り組みを進めております。また、子どもたちが調理体験を通じて大切なご家族へ感謝の気持ちを伝える「泣かせるあさくま」といった取り組みも実施し、食を通じて家族の時間を創出する場づくりを行っております。この共創の積み重ねが、継続的なご支持につながっているものと考えております。

商品施策では、毎月開催しております「肉の日イベント」において、お値段そのままサーロインステーキ50%増量を実施いたしました。その結果、イベント開催日の客単価は100円以上上昇し、ステーキの注文率も通常の3倍以上となりました。改めて“ステーキを食べるならあさくま”という価値を多くのお客様に実感していただけたものと考えております。

また、スリープユーザーを掘り起こし、もう一度ご来店いただくことを目的として実施している食べ放題イベントは、当期中に21店舗で開催いたしました。開催日は通常営業日を大きく上回る売上（最大で通常同曜日比8倍超）となり、その後の継続来店にもつながるなど、新たなファンづくりに一定の成果を上げております。

一方で、サラダバーの品目拡充や施策の広がりに伴い、補充や清掃の負荷が高まり、オペレーション面での課題も見えてまいりました。ハード面の充実だけでなく、基本の徹底こそが重要であるとの認識のもと、補充・清掃のルール再整備と教育強化に継続して取り組んでまいります。まさに、ここが踏ん張りどころであると考えております。

人材面では、特定技能外国人の採用と育成を積極的に進め、当期までに延べ54名を採用し、さらに12名の採用を予定しております。外国人社員から2名のマネージャーを抜擢しており、今後も意欲的な社員には積極的にチャレンジの機会を提供してまいります。今後の出店拡大を支える体制づくりを一層強化してまいります。

出店につきましては、当期は「ステーキのあさくま」業態として、6月に「ステーキのあさくま桑名店」、12月に「ステーキのあさくま鈴鹿店」をオープンいたしました。いずれも約70坪の当社とすると比較的小型店舗であり、この大きさにおいても「ステーキのあさくま」を表現できるかのチャレンジでありました。結果として多くのお客様にご来店いただき続けておりますので、一定のご満足をしていただけたのではないかと考えております。

また、新業態として7月に「カレーのあさくま大須店」を、8月には「厳選もつ酒場エビス参幡ヶ谷店」をオープンいたしました。

さらに、2026年2月20日には「ステーキのあさくま西梅田ハービスプラザ店」をオープンいたしました。21年ぶりの大阪出店であり、大阪市内では初出店となります。70坪の小型店舗で、商業施設内かつオフィス立地という新たな挑戦であり、平日ランチではクイックメニューを展開し、夜はワインとサイドメニューを強化するなど、立地特性に合わせたモデル構築を進めております。オープニングイベントには開店前から200組を超えるお客様にご来店いただき、オープン以降もたくさんのお客様にご来店いただいております。また、「高槻のお店を利用していたので、関西での再出店待っていました。」といううれしい声もいただき、関西での出店に手ごたえを感じています。

2026年3月には「カレーのあさくま」2号店を愛知県名古屋市長スカイル内に出店いたしました。2027年1月期には、「ステーキのあさくま」、「カレーのあさくま」、「厳選もつ酒場エビス参」他、合わせて10店舗以上の出店を計画しております。

そして当期、当社は通期売上高が28年ぶりに100億円を突破いたしました。

それは一過性の施策ではなく、苦しい時期にもご来店いただいていたお客様と向き合い、「また来たい」と思っていたがために現場で試行錯誤を重ねてきたことをご支持いただいた結果であると受け止めております。お客様と一体となって店を磨き続ける“カンタレス経営”の積み重ねこそが、この100億円突破につながったものと考えております。

ただ、100億円はゴールではありません。

再び成長軌道に乗れた証であり、ここからもう一段上の挑戦を始めるスタートラインであると考えております。

今後も、目の前のお客様に「びっくり」していただける価値を届け続け、3年後の200億円達成に向けて、持続的な成長を目指してまいります。

以上の結果、当社の当事業年度における業績は、売上高が10,045,883千円（前年同期比20.3%増）、営業利益は519,096千円（前年同期比188.9%増）、経常利益は526,703千円（前年同期比185.1%増）、当期純利益は325,147千円（前年同期比42.8%減）となりました。なお、前事業年度においては、子会社合併等に伴い発生した繰越欠損金に対する繰延税金資産及び法人税等調整額（益）455,308千円を追加計上した結果、当期純利益が同額増加しております。このため当該影響を除外した前事業年度の当期純利益（112,666千円）と比較すると、実質的に前年同期比188.6%増となりました。

また、当事業年度末現在における当社の店舗数は直営店74店舗にFC店4店舗を加えて78店舗となっております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、290,973千円であります。

### ①当事業年度中に完成した主要設備

建物 ステーキのあさくま桑名店

建物 ステーキのあさくま鈴鹿店

建物 カレーのあさくま大須店

建物 厳選もつ酒場エビス参幡ヶ谷店

### ②当事業年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

### ③当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡・譲り受け、吸収合併、他の会社の株式等の取得・処分等の状況

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、堅調な企業業績や所得税法の改正等を背景に雇用・所得環境の改善が進み、景気は底堅く推移し、外食需要の回復基調が継続しております。一方で、長期化する地政学的リスクや円安傾向等による輸入物品やエネルギー価格、人手不足による人件費の高騰等のあらゆるコスト上昇が経営環境を圧迫しており、また、今後の消費税法改正の動向等により、外食業界の先行きは不透明な状況となっております。

こうした状況のなか、当社は、持続的成長のための好循環を創出するべく、以下の課題に引き続き取り組んでまいります。

- ①Q S Cや生産性向上のための人材教育と仕組みづくり
- ②商品施策・サラダバーの充実と衛生管理の向上
- ③積極的な新規出店や既存店舗のブラッシュアップ
- ④新業態の開発・展開による顧客基盤の強化

#### (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (2023年3月期)	第51期 (2024年1月期)	第52期 (2025年1月期)	第53期 (2026年1月期)
売 上 高(百万円)	5,866	5,807	8,350	10,045
経 常 利 益(百万円)	35	176	184	526
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△12	130	567	325
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△2.29	24.56	106.89	61.18
総 資 産(百万円)	3,171	3,643	4,355	4,952
純 資 産(百万円)	2,372	2,502	3,070	3,395
1株当たり純資産 (円)	446.47	471.03	577.85	638.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 第51期につきましては、事業年度の変更に伴い、2023年4月1日から2024年1月31日までの10ヵ月間となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社テンポスホールディングスで、同社は当社の株式を3,302千株（議決権比率62.18%）保有いたしております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項  
親会社等との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
親会社等との取引については、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容（2026年1月31日現在）

当社は飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしていません。

## (9) 主要な事業所 (2026年1月31日現在)

### ①本部

愛知県名古屋市天白区

### ②店舗 (フランチャイズ店を含む)

都府県名	あさくま		計
	直 営 店	F C 店	
愛 知 県	25	—	25
岐 阜 県	5	—	5
三 重 県	6	—	6
静 岡 県	12	1	13
千 葉 県	5	1	6
神 奈 川 県	5	1	6
茨 城 県	2	—	2
埼 玉 県	4	—	4
東 京 都	10	—	10
岡 山 県	—	1	1
合 計	74	4	78

### ③子会社

該当事項はありません。

## (10) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156名 (647名)	35名増 (105名増)	38歳11ヶ月	3年8ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に雇入人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。  
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。  
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、臨時従業員は含まれておりません。

## (11) 主要な借入先の状況 (2026年1月31日現在)

該当事項はありません。

## (12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,314,201株 (自己株式70,819株を除く。)
- (3) 株主数 10,330名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社テンプスホールディングス	3,302,913株	62.15%
有 限 会 社 あ さ し お	343,136株	6.45%
近 藤 裕 貴	148,382株	2.79%
近 藤 典 子	131,982株	2.48%
西 尾 す み 子	115,600株	2.17%
麒麟麦酒株式会社	42,000株	0.79%
近 藤 千 鶴 子	38,796株	0.73%
MSIP CLIENT SECURITIES	14,800株	0.27%
本 坊 酒 造 株 式 会 社	10,000株	0.18%
あ さ く ま 従 業 員 持 株 会	9,800株	0.18%

- (注) 1. 当社は、自己株式を70,819株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(70,819株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 有限会社あさしおの持株数には、日本証券金融株式会社(日証金)への貸付株106,900株は含まれておりません。
4. 西尾すみ子の持株数には、日本証券金融株式会社(日証金)への貸付株16,200株は含まれておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2026年1月31日現在）

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年12月13日
保有者数	当社従業員 3名
新株予約権の数	600個
目的である株式の種類及び数	普通株式 600株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき483円
行使期間	2020年12月14日から 2028年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社のグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年1月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清 水 一 成	ヤマトサカナ株式会社取締役 株式会社サンライズサービス取締役 マルシェ株式会社取締役
代表取締役社長	廣 田 陽 一	なし
取 締 役	森 下 篤 史	株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長 株式会社テンポスバスターズ代表取締役 株式会社テンポス情報館代表取締役 株式会社ディースパーク代表取締役 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役 キッチンテクノ株式会社取締役 ヤマトサカナ株式会社代表取締役 TENPOS MYANMAR Co.,Ltd. MANAGING DIRECTOR 株式会社サンライズサービス代表取締役会長 マルシェ株式会社取締役
取 締 役	平 間 律 子	ベースシステム株式会社代表取締役会長
取 締 役	藤 田 和 久	グランエンジニアズ株式会社代表取締役社長 グランパートナーズ株式会社代表取締役社長 グランフーズ株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	酒 井 圭 吾	なし
監 査 役	勝 部 康 男	なし
監 査 役	北 見 一 幸	株式会社一幸代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 平間律子氏及び藤田和久氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 勝部康男氏及び北見一幸氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役 平間律子氏及び藤田和久氏並びに社外監査役 勝部康男氏及び北見一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 2025年4月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、西尾すみ子氏及び清水孝洋氏は取締役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役等の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	28,486千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4,200千円 (1,200千円)
合 計	10名	32,686千円

(注) 役員の金銭報酬の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会決議にて定めております。

また、取締役会は、代表取締役廣田陽一に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

① **基本方針**

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社の持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

② **基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位及び職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ **業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支給しない。

④ **金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

⑤ **取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役社長廣田陽一に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

## (5) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 平間 律子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席いたしました。同氏の経営者としての経営的な見地から、経営全般に有意義な発言を積極的に行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 藤田 和久	社外取締役就任後に開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。同氏の内装のデザインや施工を行う経営者としての見地から、ブランディングや企画について有意義な発言を積極的に行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 勝部 康男	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会14回の全てに出席しており、同氏の企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を活かし、取締役会の活動や意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 北見 一幸	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会14回の全てに出席しており、同氏の経営者として培った知識・見地から経営に有益な助言・提言を適宜行い、意見を述べております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、経営の適正性・透明性を高めるために、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を以下のように定めて運用しております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関するコンプライアンス基本規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定める。
- ・取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ・取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・内部監査室による監査を実施し、業務の適正性等を確保する。
- ・内部通報制度を運用し、法令及び定款に反する事実の早期発見に努める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程及び管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて管理状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役は上記に係る重要な情報・文書を常時閲覧できる体制とする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対策を策定・実施する。また、リスク管理の実施状況を定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から、重要な事項については、取締役会において報告・審議する。
- ・情報リスクに関する規程を定め、経営的損失を未然に防止する体制を確保する。

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の相互監督を行う。
  - ・取締役会の議案は取締役会規程の付議基準により、事前にと取締役及び監査役に議案に関する資料を配布することで、審議の活性化・実質化を図る。
  - ・経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、職務権限規程等を整備する。
- ⑤ **財務報告の適正性を確保するための体制**
- ・金融商品取引法の定めによる財務報告の適正性を確保するため、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の整備・運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談の上、その意見を十分考慮して検討する。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・監査役は、その職務を補助すべき使用人の任命については、監査役の同意を必要とする。また使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑧ **監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

**⑨ 監査役への報告に関する体制及び当該報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

**⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

- ・取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

**⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長及び取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的な会合を開催することにより、監査役監査の環境整備の状況や重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**① 取締役職務の執行状況について**

- ・取締役会が16回開催され、取締役・監査役が出席の上で、経営上の重要事項（事業方針・資本政策・重要人事・法定事項等）を始め個別議案の審議が行われております。  
なお、社外取締役（2名）、社外監査役（2名）から随時意見表明がされており、経営の透明性は確保される体制となっております。

## ② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ・関係する社内規程を整備し、各種研修を実施し、取締役以下従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見と迅速適切な対応を図っております。

## ③ 財務報告の適正性を確保するための体制について

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

## ④ 監査役監査の実効性の確保体制について

- ・監査役は、監査役会を14回開催した他、取締役会に出席し経営上の重要事項について報告を受け、取締役の業務執行状況を直接確認しております。また、代表取締役を始め取締役と定期的に会合し、経営課題、監査上の重要課題等についてヒアリングと意見交換を実施しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に意見交換を実施し、効率的な監査業務の遂行を図りながら、コンプライアンスに関する問題点を日常的に監査する体制を整備しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、収益に応じて株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期以降の不安定要素を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,128,104</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,443,261</b>
現金及び預金	2,441,411	買掛金	729,226
売掛金	471,304	未払金	263,665
原材料	97,467	未払法人税等	11,002
貯蔵品	8,762	未払費用	232,018
前払費用	59,070	前受金	1,665
未収入金	42,010	預り金	2,698
その他	8,077	株主優待引当金	48,401
<b>固定資産</b>	<b>1,823,983</b>	賞与引当金	24,000
<b>有形固定資産</b>	<b>846,567</b>	その他	130,582
建物	541,506	<b>固定負債</b>	<b>113,170</b>
構築物	30,528	預り保証金	22,200
機械及び装置	12,389	資産除去債務	90,970
車両運搬具	279	<b>負債合計</b>	<b>1,556,432</b>
工具、器具及び備品	145,414	<b>純資産の部</b>	
土地	68,445	<b>株主資本</b>	<b>3,395,654</b>
建設仮勘定	48,004	資本金	91,756
<b>無形固定資産</b>	<b>17,374</b>	資本剰余金	1,713,231
借地権	16,747	資本準備金	609,890
ソフトウェア	627	その他資本剰余金	1,103,340
<b>投資その他の資産</b>	<b>960,040</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>1,697,791</b>
差入保証金	523,539	利益準備金	551
繰延税金資産	348,682	その他利益剰余金	1,697,239
長期預金	50,000	繰越利益剰余金	1,697,239
その他	37,818	<b>自己株式</b>	<b>△107,124</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,952,087</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,395,654</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,952,087</b>

# 損益計算書

(自 2025年2月1日)  
(至 2026年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,045,883
売上原価		4,410,604
売上総利益		5,635,279
販売費及び一般管理費		5,116,183
営業利益		519,096
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,642	
不動産賃貸料	3,559	
その他	4,322	11,524
営業外費用		
支払利息	974	
その他	2,943	3,917
経常利益		526,703
特別損失		
減損損失	19,336	19,336
税引前当期純利益		507,367
法人税、住民税及び事業税	11,560	
法人税等調整額	188,476	
法人税等還付税額	△17,817	182,220
当期純利益		325,147

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年2月1日)  
(至 2026年1月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	91,756	609,890	1,103,340	1,713,231	551	1,372,092
当期変動額						
当期純利益						325,147
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	325,147
当期末残高	91,756	609,890	1,103,340	1,713,231	551	1,697,239

項 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自 己 株 式	株主資本合計	
当期首残高	1,372,643	△106,741	3,070,889	3,070,889
当期変動額				
当期純利益	325,147		325,147	325,147
自己株式の取得		△382	△382	△382
当期変動額合計	325,147	△382	324,764	324,764
当期末残高	1,697,791	△107,124	3,395,654	3,395,654

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～40年
うち、資産除去債務に関連する資産	30年
構築物	5～30年
機械及び装置	2～17年
工具・器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金…従業員の賞与給付に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ② 株主優待引当金…株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、飲食店舗において当社の商品を提供した時、外販商品については商品が顧客に到着した時にそれぞれ収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチャイズ（FC）店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し引いた純額を収益として認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度	
	本社	店舗
有形固定資産	60,589	785,978
無形固定資産	627	16,747
合計	61,216	802,725
減損損失	—	19,336

## ②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。原則として、各店舗の営業損益が過去2期連続してマイナスとなったとき、各店舗の営業損益がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスであるとき、店舗の固定資産の時価が著しく下落したとき、あるいは店舗閉鎖の意思決定をしたとき等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

## ③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場環境の変化等により翌事業年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

当事業年度が開店初年度の店舗、または、各店舗の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合、もしくはマイナスとなる見込みの場合として減損の兆候を把握し、将来の収益予測及び営業利益予測により減損損失を計上しなかった店舗の固定資産の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
開店初年度の店舗の固定資産帳簿価額	118,245
減損の兆候を把握したが減損損失を計上しなかった店舗の固定資産帳簿価額	9,015

## (2) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	348,682
--------	---------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）に基づき、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

会計上将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部は将来の一定期間内に回収できると判断しておりますが、収益予測及び営業利益予測の前提となる顧客数、顧客単価、原価率、販売費及び一般管理費にかかる事業計画値には、一定の仮定を用いております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、前事業年度において税務上の繰越欠損金が発生しております。また、連結子会社で有していた税務上の繰越欠損金を引き継いでおります。

市場環境の変化等により翌事業年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、これらの税務上の繰越欠損金の取崩見込額が変わり、法人税等調整額に影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,136,029 千円

(2) その他流動負債のうち、契約負債の金額 3,637 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 14,126 千円

関係会社に対する短期金銭債務 2,383 千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引 73,898 千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	5,385,020	—	—	5,385,020

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	70,728	91	—	70,819

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

該当事項はありません。

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 600株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては主として安全性が高い預金等により運用し、また、資金調達については必要に応じて銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引等の投機的な取引は、行わない方針であります。

営業債権である売掛金については、主として顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に本店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債権及び差入保証金に係る信用リスクは、当社の経理規程に従い、取引先毎に残高確認を行う等、担当部署が相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日ですので、流動性リスクに晒されております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	523,539	397,704	△125,834

(注) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
当事業年度（2026年1月31日）  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
当事業年度（2026年1月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	397,704	—	397,704
資産計	—	397,704	—	397,704

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 差入保証金

差入保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、それぞれ信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		8,143 千円
株主優待引当金		16,422 千円
有形固定資産減損損失		125,884 千円
資産除去債務		31,630 千円
税務上の繰越欠損金		267,625 千円
その他		4,366 千円
小計		454,072 千円
評価性引当額		△99,136 千円
繰延税金資産合計		354,936 千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		△6,254 千円
繰延税金資産の純額		348,682 千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.93%から34.77%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
(株)テンポス フィナンシャル トラスト	—	クレジット カード 決済処理 サービス 事業	クレジットカ ード売上高	5,049,120	売掛金	258,159
			クレジットカ ード取扱手数 料	156,214		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 自 2025年2月1日 至 2026年1月31日
レストラン売上高	9,552,148
外販商品売上高	443,114
その他	50,621
顧客との契約から生じる収益	10,045,883
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,045,883

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 自 2025年2月1日 至 2026年1月31日
期首残高	3,687
期末残高	3,637

(注) 貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

契約負債は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

## 11. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	638円98銭
1株当たり当期純利益	61円18銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 14. その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社区分	場所	用途	種類
当 社	東京都世田谷区	店舗	建物、工具器具及び備品
	東京都目黒区	店舗	建物
	神奈川県相模原市	店舗	建物、工具器具及び備品
	埼玉県川越市	店舗	建物、工具器具及び備品
	静岡県藤枝市	店舗	建物
	静岡県袋井市	店舗	建物
	静岡県磐田市	店舗	建物、工具器具及び備品
	静岡県浜松市中央区	店舗	建物、機械及び装置、工具器具及び備品

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は、回収可能価額はゼロとして評価しております。

その内訳は、建物16,999千円、工具器具及び備品2,336千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、ほとんどの資産で割引前将来キャッシュ・フローが見込まれないため割引率の記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（1株当たり情報に関する注記を除く）に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

株式会社あさくま  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 林 幹 根  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 肥 田 晴 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさくまの2025年2月1日から2026年1月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認し検証いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月18日

株式会社あさくま 監査役会

常勤監査役 酒井 圭 吾 ㊟

社外監査役 勝部 康 男 ㊟

社外監査役 北見 一 幸 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。  
つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
1	しみず かずなり 清水一成 (1969年1月8日)	1991年11月	株式会社アレス(現 株式会社プロントコーポレーション)入社	一株
		2002年10月	同社営業部長 兼任 プロントビジネススクール長	
		2005年3月	同社営業革新部長 兼任 株式会社プロントコリア副社長	
		2008年1月	株式会社プロントサービス専務取締役	
		2017年7月	イートアンド株式会社(現 株式会社イートアンドホールディングス)入社 外食統括補佐	
		2018年4月	同社執行役員	
		2020年4月	株式会社アールベイカー代表取締役	
		2022年8月	株式会社ヤマト取締役社長(現ヤマトサカナ株式会社)	
		2025年4月	同社取締役(現任)	
		2025年4月	当社代表取締役会長(現任)	
		2025年6月	マルシェ株式会社取締役(現任)	
		2025年7月	株式会社サンライズサービス取締役(現任)	
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 清水一成氏は、長年にわたり外食事業に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有し、主力事業の拡大や新規事業推進の中心的役割を果たしてきております。これまでの十分な実績と経験から、優れた経営手腕が発揮されることを期待し同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
2  再任	ひろた よういち 廣田陽一 (1984年8月13日)	2008年10月 2013年6月 2016年9月 2018年3月 2019年5月 2020年2月 2022年6月	株式会社テンポスバスターズ入社 同社北関東エリアマネージャー 同社営業本部営業課課長兼新宿エ リアマネージャー 同社営業本部東日本営業部部长 同社関西エリアマネージャー 同社営業本部西日本営業部部长 株式会社ドリームダイニング取締役社長 当社代表取締役社長（現任）	700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  廣田陽一氏は、代表取締役社長就任以来、強いリーダーシップを発揮して当社の経営を指揮・牽引してまいりました。今後も更なる企業価値向上に貢献することが見込まれ、当社の持続的成長に資するものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数
3	もりした あつし 森下 篤史 (1947年2月13日)	1971年4月 東京電気株式会社（現東芝テック株式会社）入社 1992年5月 株式会社豊鉄（現 株式会社テンポスホールディングス）設立取締役 1997年4月 株式会社豊鉄（現 株式会社テンポスホールディングス）代表取締役 2006年8月 株式会社三和デンタル取締役 2006年12月 当社取締役 2009年6月 当社代表取締役 2016年7月 株式会社テンポスホールディングス取締役 2016年7月 株式会社テンポスドットコム代表取締役 2016年7月 株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役 2017年6月 株式会社テンポスパスターズ分譲準備会社（現テンポスパスターズ）取締役 2017年11月 株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長（現任） 2018年3月 株式会社ディースパーク代表取締役（現任） 2018年4月 株式会社テンポスパスターズ代表取締役（現任） 2018年9月 株式会社テンポス情報館代表取締役（現任） 2018年9月 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役（現任） 2020年2月 株式会社ドリームダイニング代表取締役 2022年6月 キッチンテクノ株式会社取締役（現任） 2023年6月 当社取締役（現任） 2023年9月 ヤマトサカナ株式会社代表取締役（現任） 2024年1月 TENPOS MYANMAR Co.,Ltd.MANAGING DIRECTOR（現任） 2025年6月 マルシエ株式会社取締役（現任） 2025年7月 株式会社サンライズサービス代表取締役会長（現任）	一株
再任	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  森下篤史氏は、テンポスグループの最高経営責任者であり、大所高所の見地から経営全般に対する指導、助言を行い、多くの成果を上げてまいりました。これまでの豊富な経営経験から培われた優れた経営手腕は当社の企業価値向上に欠かせないことから、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
4	ひらまりつこ 平間律子 (1956年2月25日)	1978年4月	広森産業株式会社入社	4,000株
		1984年8月	ベースシステム株式会社入社	
		1998年6月	同社代表取締役副社長	
		2007年8月	同社代表取締役社長	
		2012年6月	当社社外監査役	
		2017年6月	当社社外取締役	
		2023年6月	当社社外取締役(現任)	
再任		2025年3月	ベースシステム株式会社代表取締役会長(現任)	
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 平間律子氏は、経営者として人格、見識ともに優れ、企業経営分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。企業価値向上に繋がる客観的視点からの積極的、かつ的確な助言を期待できることから、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。また、同氏には豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経営を監督する役割を果たしていただいております。			
5	ふじた かずひさ 藤田和久 (1967年7月27日)	1991年4月	三井デザインテック株式会社入社	一株
		2003年5月	グランエンジニアズ株式会社設立、代表取締役社長(現任)	
		2010年11月	グランパートナーズ株式会社設立、代表取締役社長(現任)	
		2011年2月	グランフーズ株式会社設立、代表取締役社長(現任)	
		2025年4月	当社社外取締役(現任)	
再任		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 藤田和久氏は、長年にわたり空間・内装の企画・デザイン・施工に携わり、経営者として人格、見識ともに優れ、外食事業にも精通しております。同氏の豊富なブランディング、パッケージングに関する知見を当社の経営に生かしていただくため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 清水一成氏は、当社親会社である株式会社テンポスホールディングスの子会社であるヤマトサカナ株式会社の業務執行者でありました。また、同氏の現在及び過去10年間における同社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
2. 廣田陽一氏は、当社親会社である株式会社テンポスホールディングスの子会社である株式会社ドリームダイニングの業務執行者でありました。また、同氏の現在及び過去10年間における同社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 森下篤史氏は、当社議決権の62.18%を保有する親会社である株式会社テンポスホールディングスの代表取締役社長であります。また、同氏の現在及び過去10年間における同社並びにその子会社の業務執行者としての地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
4. 株式会社テンポスホールディングスのグループ会社との取引の状況につきましては、個別注記表 9. 関連当事者との取引に関する注記をご覧ください。
5. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 候補者のうち平間律子氏、藤田和久氏は、社外取締役候補者であります。
7. 当社は、平間律子氏、藤田和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し届け出る予定であります。
8. 平間律子氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって2年10ヶ月となります。
9. 藤田和久氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
10. 当社は社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者平間律子氏、藤田和久氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 勝部康男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
たけお たくろう 竹尾卓朗 (1974年2月10日)  <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1996年4月 2006年12月	森永乳業株式会社入社 あらた監査法人（現PwCあらた有 限責任監査法人）入所	一株
2015年10月	竹尾公認会計士事務所設立、所長 (現任)		
2016年7月	CTS監査法人設立、代表社員（現 任）		
2017年6月	株式会社海帆社外監査役		
2021年4月	株式会社ひかりホールディングス 社外監査役（現任）		
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹尾卓朗氏は、社外監査役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
まつぐち とうひろ 松口藤宏 (1951年9月8日)	1977年4月 2004年3月 2016年12月 2019年4月	株式会社フジタカ入社 同社管理本部マネージャー 当社入社 当社内部監査室長(現任)	-株
<p><b>【補欠監査役候補者とした理由】</b> 松口藤宏氏は、長年にわたり事業会社において管理部門全般の業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。当社においても内部監査室長として監査業務を経験し、経営の監視や適切な助言ができると判断し、同氏を補欠の監査役候補者といたしました。</p>			

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の役員報酬等の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において、年額120,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬の枠内で年額20,000千円を上限として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、第1号議案が原案どおりに承認可決され、候補者が就任しますと、対象取締役は現在と同様の3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内とします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役会が定める地位を喪失するまでの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該取締役が、譲渡制限期間を含む当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社又は当社の関連会社の取締役又は使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 上記(1)の定めに関わらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の関連会社の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供機関が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は「4. 会社役員に関する事項(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、本議案に即した形で後記のとおり当該方針を改定し、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、改定後の当該方針に沿う内容で行います。また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数(2026年1月31日現在)に占める割合(希釈化率)は0.2%以下と軽微であることから、本議案の内容は相当であると考えております。

(参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定後概要

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社の持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位及び職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等については支給しない。非金銭報酬等については、ストックオプションとしての新株予約権及び譲渡制限付株式の付与とし、業務執行を担う取締役に対して業績及び貢献度を基準として、取締役会において支給額を決定するものとし、その支給額については株主総会で決議した報酬総額の範囲内とする。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

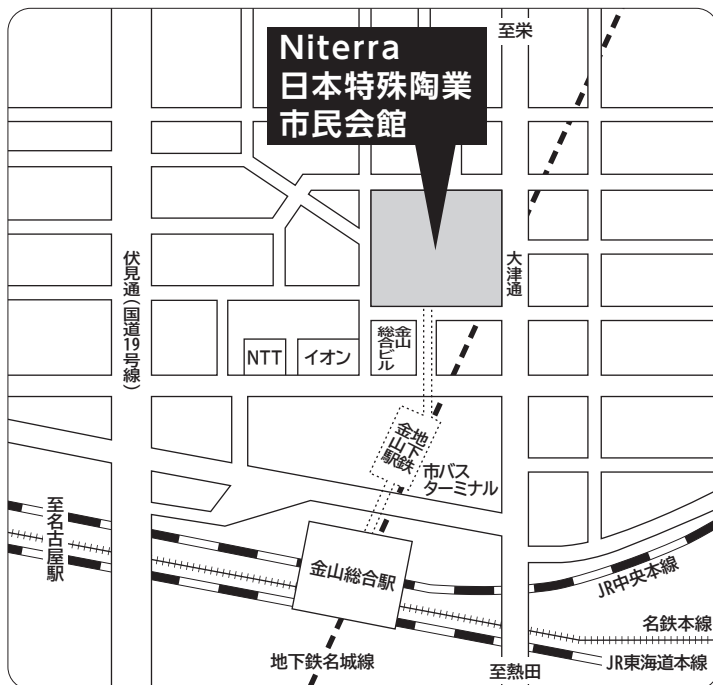
個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役社長廣田陽一に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行きわたるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

- **会 場** 名古屋市中区金山一丁目5番1号  
Niterra日本特殊陶業市民会館3階 第1会議室
- **交通機関**
  - JR 中央本線、東海道本線「金山総合駅」下車  
北へ徒歩5分
  - 名鉄 名鉄本線「金山総合駅」下車  
北へ徒歩5分
  - 地下鉄 名城線「金山駅」下車  
地下連絡通路あり
  - 市バス 「金山」下車  
北へ徒歩3分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

